

永平寺町立在宅訪問診療所基金条例を次のように公布する。

令和6年9月26日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第21号

永平寺町立在宅訪問診療所基金条例

(設置)

第1条 永平寺町立在宅訪問診療所の施設等の整備、管理、及び運営に要する資金に充てるため、永平寺町立在宅訪問診療所基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、各会計年度における永平寺町立在宅訪問診療所特別会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 町長は、第1条に規定する目的のため、基金の全部又は一部を処分できる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。